

平成26年12月18日

◎三石委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。（10時00分開会）

本日からの委員会は、付託事件の審査等についてであります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、22日の月曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

それでは、お諮りします。

日程については、先ほどの説明のとおり行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

◎三石委員長 御異議なしと認めます。

それでは、日程に従い、議案及び報告事項を一括議題とし、各部ごとに説明を受けることとします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は、部長及び理事の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承願います。

《産業振興推進部》

◎三石委員長 まず、産業振興推進部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中澤産業振興推進部長 それでは、産業振興推進部の提出議案について御説明申し上げます。

産業振興推進部からは、一般会計補正予算案を提出させていただいております。

お手元に1枚紙で、産業振興推進部補正予算総括表を置かせていただいておりますので、ごらんいただけますでしょうか。

この資料は、中山間対策運輸担当理事の所管分と区分してお示ししております。理事所管を除く産業振興推進部では、歳入歳出予算補正として合計で7,961万7,000円を提出させていただきます。

主な内容について御説明いたします。

まず、人件費については、5,300万円余りを計上しております。

主な理由として、今議会に上程しております勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案に伴うもの及び人員の増減、共済負担金率の変更等によるものです。人件費以外では、地産地消外商課からアンテナショップ「まるごと高知」の物件の再契約に伴う

敷金の追加預託分、そして店舗とは別に設けている地産外商公社の外商事務所の契約更新に伴う更新料のほか、公社の機能強化に向けて外商部門の人員増、そして、県産品データベースの充実に要する経費をそれぞれ計上させていただいております。

次に、資料②の議案説明書の71ページをお願いいたします。

繰越明許費明細書です。

産業振興推進事業費のうち産業振興推進総合支援事業費補助金につきまして、二つの事業で1億円余りの繰り越しをお願いするものです。

続きまして、同じ資料の73ページをお願いいたします。

債務負担行為です。

当部から3件お願いしており、最初の二つはアンテナショップ「まるごと高知」の物件の再契約と、公社の外商事務所の物件の契約の更新に係るものです。

「まるごと高知」については、平成22年8月のオープン以来、首都圏における外商活動の拠点として、物販部門では常時、約1,700の商品を並べ、本県の魅力ある県産品を紹介してまいりました。また、飲食部門では本県の食材を生かしたメニューを提供し、県産品の発信とともに、本県にゆかりのある方々の交流の場などとしても定着してきたものと考えております。さらに、「まるごと高知」ではこうした店舗としての機能だけでなく、県産品のショールームあるいは商談の場として活用することで、効率的・効果的な外商活動の展開を支援する機能や、テストマーケティングなどの場として商品の磨き上げを支援する機能、さらには情報発信の拠点としての機能をそれぞれ発揮してまいりました。

こうした機能を果たしている「まるごと高知」を今後も引き続き最大限活用し、県産品のさらなる販路拡大など外商面での具体的な成果につなげていくため、引き続き現在入居しているビルでの賃貸借契約を継続したいと考えており、そのための債務負担行為の予算をお願いしております。あわせて平成25年度に設置した外商事務所の賃貸借契約の更新時期になりますことから、そのために必要な債務負担行為予算をお願いするものです。

三つ目は、一般財団法人高知県地産外商公社が行う高知家プロモーション事業に対する補助です。

高知家プロモーションについては、本年度の業務遂行目標として設定していた「高知家」の認知度が、10月に行いました関東・関西の大都市圏を対象にしたインターネットによる調査で33%ということで、3人に1人の方に認知していただいているということがわかりました。これは、さまざまなプロモーション活動を行いましたことに加えて、県民の皆様、県内外の事業者の皆様の共感を得て、まさに官民協働の取り組みや応援の輪が大きく広がってきたおかげであると実感しております。来年度は、このように高まりました認知度を維持、向上させつつ「高知家」を認知していただいた方々の具体的な行動を誘発するプロモーションを強化し、地産外商を初め観光振興、移住促進といった各分野でのさら

なる成果の上積みにつなげていきたいと考えております。

今年度内に準備を進め、来年4月早々から切れ目なく効果的なプロモーション活動を展開していくために債務負担行為予算をお願いするものです。

私からの説明は以上です。詳細は、担当課長から説明いたします。

《計画推進課》

◎三石委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

初めに、計画推進課の説明を求めます。

◎中村計画推進課長 それでは、補正予算について御説明させていただきます。

人件費以外に繰越明許の補正をお願いしております。

資料②の議案説明書の71ページをお開きください。

この繰越明許費は、産業振興推進事業費のうち産業振興推進総合支援事業費補助金について、二つの事業に係る経費を1億円計上させていただいております。

この二つの事業のうち一つは、南国市から申請のありました地域農畜産物の販売拡大を図り、生産農家の所得向上や新規雇用など地域の活性化につなげていくため、農園レストラン等を整備する事業で、事業費見込み2億3,000万円に対して、助成予定額が5,000万円となっております。

もう1件は、いの町から申請がありました県内の生産農家の所得向上等につなげていくため、ショウガやユズの加工品の増産に必要な保冷施設等を拡充整備する事業で、事業費見込み1億4,000万円に対して、助成予定額は5,000万円となっております。

いずれの事業も事業実施主体の事業計画策定に係る調整などに時間を要したため、工事の完成時期がおくれることとなり繰り越しが見込まれるものです。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、計画推進課を終わります。

《地産地消・外商課》

◎三石委員長 次に、地産地消・外商課の説明を求めます。

◎山地地産地消・外商課長 資料②の議案説明書72ページをお願いいたします。

まず歳出予算について、右端の説明欄をお願いします。

人件費以外に、2地産外商推進事業費2,629万3,000円の増額補正をお願いしております。内容は、アンテナショップ「まるごと高知」の再契約や公社の機能強化などに要する経費で、次の債務負担行為とも関連いたしますので、後ほど参考資料で御説明させていただきます。

次の73ページをお願いいたします。

債務負担行為を三件お願いしており、アンテナショップの賃借料について8億3,972万8,000円、一般財団法人高知県地産外商公社の賃借料について822万9,000円、一般財団法人高知県地産外商公社が行う高知家プロモーション事業に対する補助について1億2,474万3,000円をそれぞれ計上させていただいております。

内容につきましては、参考資料で御説明させていただきますので、赤いインデックスの地産地消外商課の1ページをお願いいたします。

「まるごと高知」の物件の再契約等について、現行賃料は、税抜きで月額約620万円、新賃料は、税抜きで月額約810万円で、現行と比べ約3割増となっております。

今回の再契約に際して、右端に記載しておりますように、高知県と相手方の双方が不動産鑑定評価を行っております。相手方の不動産鑑定評価書は税抜きで月額866万円、県が依頼した不動産鑑定士の評価は月額816万4,000円で、新賃料はいずれの鑑定評価も下回っております。

2ページをお願いいたします。

「まるごと高知」周辺の最近の取引事例等との比較です。他県のアンテナショップとの比較ですが、近傍でオープンした他県のアンテナショップは、地下1階から2階の1坪当たりの平均月額単価は、税抜きで約9万円です。本県の1坪当たりの月額単価が5万6,311円ですので、本県の賃料は6割程度となっております。

その下は、不動産鑑定士が近傍の成約実績をもとに、「まるごと高知」と同様に地下1階から2階の3フロアの月額賃料を換算評価したものです。平均単価は、5万5,000円から約6万7,000円となっております。

右上は、同じく不動産鑑定士が近傍の成約実績をもとに1階（路面階）の月額賃料を換算評価しており、本県の新賃料と同程度となっております。

その下は、近傍の1階部分のテナントを募集している物件等をホームページで把握したものです。地図がわかりづらくて申しわけございませんが、「まるごと高知」は外堀通り沿いに面しておりますが、大通りに面していない物件であっても、1階の坪単価は8万円から11万円という状況です。

鑑定評価や最近進出した他県のアンテナショップ、周辺の物件賃料の水準と比較しても妥当な水準であると考えております。

その下の2再契約の契約期間は、平成27年度から平成34年度までの8年間です。外商に意欲的に取り組まれる事業者の方々がふえてきている中、産業振興計画の目標年度として掲げている平成33年度までは外商の推進拠点が必要という考えのもと、妥当な期間と判断したものです。

次の3ページをお願いいたします。

地産外商公社の活動の成果について、上段に括弧書きで記載しておりますが、昨年度の

成約件数が3,333件、「まるごと高知」の売り上げが4億円を突破し、経済波及効果は30.7億円、広告換算効果が68.1億円となっており、大きな成果につながってきました。

1番下の表がことし11月末の状況で、売り上げについては年度当初は天候不順の影響もありましたが、夏以降は好調に推移しております。過去最高となった昨年と同程度の売り上げとなっております。また右側に記載しておりますが、成約件数については、11月末現在で1,716件となり、昨年同期の1,317件と比べ約1.3倍となっております。

次の4ページをお願いいたします。

公社の活動の成果の中で、「まるごと高知」の店舗に直接かかわるものについて、整理したものです。一番上に平成25年度の実績を記載しておりますが、公社全体の経済波及効果30.7億円のうち、店舗の売り上げに基づく波及効果のみを取り出すと3.8億円、店舗が取材の対象となったことに伴う広告費換算は8.6億円です。収益活動以外の機能として、店舗をショールーム的あるいは商談の場として活用することで外商活動につなげていくため、店舗での試食商談会等を139回開催いたしました。県外バイヤーの方々に「まるごと高知」で直接試食していただき、商品を手にとっていただくことで、大きな外商の成果に結びついております。

次の5ページをお願いいたします。

外商事務所の物件の契約更新について、外商事務所の物件は、「まるごと高知」から160メートルほどのところにあり、昭和46年に建築したオフィスビルの5階の一室をお借りしております。こちらの物件は、先ほどの「まるごと高知」の物件とは異なり、普通借家契約で2年ごとに更新していく契約となっており、賃料等の本体については変更がありません。消費税等が5%から8%に改定したことに伴う増額です。新賃料の1カ月分である29万3,143円が今回の契約更新の更新料となっております。

その下の地産外商公社の機能強化についてです。

一番目は左側、地産外商公社の体制強化です。本年度中に新たにプロパー職員3名を採用し、現場を含め研修等を実施しながら職員の育成を行い、来年4月から積極的な外商活動をスタートさせたいと考えております。

具体的には首都圏で1名増員するとともに、これまでは県の職員が直接外商活動の支援を行っていた関西圏や中部圏、さらには中国地方、四国、九州についても公社の外商活動の範囲を広げ、これまで以上に踏み込んだ支援を行うこととし、関西・中部を担当する職員1名を大阪に配置するとともに、中国・四国・九州の支援のため、高知事務所に1名増員したいと考えております。

また、あわせて大阪事務所の体制も見直すこととしております。この体制強化に必要な人件費や執務条件の整備に要する経費516万5,000円を地産外商公社運営費補助金として計上させていただいております。

右側は県産品データベースのバージョンアップです。公社の体制強化に伴い、公社の活動範囲が大幅に広がることから、各拠点の職員が同じレベルで効果的な外商支援が行えるよう、現在、公社が持っているデータベースをバージョンアップし、県外のバイヤーの方々に対して県産品の魅力を効果的・効率的にアピールしていくものです。こちらも公社の運営経費補助として計上しております。

次のページをお願いいたします。

高知家プロモーションのこれまでの取り組みと今後の事業展開について、御説明させていただきます。

左上は、本年度の取り組みと成果です。ピンバッジについては、通算で15万個を超える利用をいただいております、広告換算効果は初年度の3億1,200万円を大きく超える5億3,600万円となっております。

また、移住については、9月末現在で208組345名、県の窓口への新規相談者が1,127名とそれぞれ昨年同月を大幅に上回っております。

その下の「高知家」の認知度については、昨年と同様にインターネットにより、首都圏と関西圏5,000人を対象としたイメージ調査を行っております。結果については、インターネットで公表しており、9ページ以降に参考に添付しております。

次の7ページに概要をまとめておりますのでお願いいたします。

昨年10月の調査で21.9%でしたが、今年度の調査の結果が33.0%で、今年度の目標である25%、また平成27年度の目標である30%を大きく上回ることであります。

その下は、今年度の調査結果の分析です。左側は高知に観光経験がない方、右側は5年以内に高知への観光経験がある方に区分しており、それぞれの中で、「高知家」を知っている方を緑、知らない方を黄色に分類し、棒グラフで表示しております。

例えば、左側の高知観光の経験なしをごらんいただきますと、1番左の高知県への好感度、高知に好感を持っていただいている方の割合は、「高知家」を知っている方と知らない方では17ポイントの差があります。行きたい度、住みたい度についても同様の結果となっております。

また、丸で囲んでおりますが、高知への観光経験がない方で、「高知家」を知らない方の高知県に対する好感度が46.5%ですが、矢印の右側の5年以内に高知への観光経験があり、「高知家」を知っている方の高知県に対する好感度は86.5%で、40ポイントの上昇となっております。同様に高知に住みたいという項目に対して、高知への観光経験がなく「高知家」を知らない方で、とても住みたい、やや住みたいと回答された方は10.1%でしたが、高知への観光経験があり、「高知家」を知っている方は43.1%と4倍以上となっております。

また、その下ですが、「高知家」の認知により、高知県や高知県民への具体的なイメー

ジが高まった項目が昨年に比べ大きくふえていることがわかりましたので、一定の具体的な成果を上げていると考えております。「高知家」を知っていただく、さらに、高知観光の経験のある方は、高知県の物産品を買っていただく外商とか観光のリピーター、また移住などの具体的な行動につながるものと期待しております。

6 ページにお戻りいただきたいと思っております。

上段右側の課題としては、この高まってきた認知度を生かし、さらに一層の成果に向けた取り組みへとバージョンアップし、地産外商や観光、移住での具体的な成果に結びつけていくことが必要です。

イメージを記載しておりますが、Aの認知度向上は、県民の皆様を初めとした御協力により大きな成果につながってまいりました。次のステージとしては、Bの行動誘発をより重点的に行うことで、Cの個別のセールス活動に的確につなぎ、最終的には買う、行く、移住の行動成果につなげてまいりたいと考えております。

その下は、平成27年度の事業展開で、ポイントとして3点挙げております。

1点目は、Bの行動誘発に向けて新たな業務遂行目標を設定し、PDCAをしっかりと回しながら、さらなる成果につなげてまいりたいと考えております。

2点目は、「高知家」の人に着目したプロモーションを展開してまいります。「高知家」の一番の魅力であります人、例えば、生産者や観光に携わっている方、また移住された方々など、それぞれの人柄とともに、本県の具体的な情報を全国に発信していくことで、より説得力を持たせた形で、深く魅力的に伝えてまいりたいと考えております。

3点目は、メディアを効果的に組み合わせて発信することで、具体的な行動誘発を行ってまいりたいと考えております。それぞれのターゲット層にしっかりと情報を届けることができる雑誌等のメディアとのタイアップを強化したいと考えております。

その下の、外商、観光、移住、それぞれの個別セールスプロモーションについては、これまでも高知家統一セールスキャンペーン推進本部などを通じて、関係部局間の連携を図っておりますが、高知家プロモーションと内容やタイミングを合わせて展開することで、さらなる成果を目指してまいります。

次に8ページをお願いいたします。

今後、詳細の詰め作業により変更の可能性もありますが、年間スケジュールのイメージを記載しております。

上側が高知家プロモーション、下が各分野の個別のセールスプロモーションとなっております。

右上に記載しておりますが、青書きで内容の強化、赤書きでボリュームの増加を記載しております。表の1番上の段の話題化拡散とその下の段の屋外広告については、今後、準備調整を進め、できるだけ早く3年目の新しいキャンペーンを発表し、プロモーション動

画やポスターなどを公開するとともに、電車などの屋外広告を行いたいと考えております。

その下のメディアタイアップは、雑誌や動画サイトなど各メディアとタイアップした展開を考えております。

その下の特設サイトは、「高知家」の家族の方々からの身近で詳細な情報を直接発信するなど、さまざまな情報の発信や魅力の向上を図ってまいります。

その下の黄色の部分は、外商、観光、移住それぞれの個別のセールスプロモーションと連動する動きをあらわしております。例えば、外商部門で申し上げますと、高知家プロモーションで生産者の方々を御紹介し、「高知家」の人の魅力、産地の物語などの情報を発信していきます。セールスプロモーションでは製品の価値や活用方法など購買を後押しするものの客観的な情報を使い手側から発信するなどし、一層のセールスの成果につなげていくというイメージです。

9ページ以降は、先ほど申し上げたイメージ調査の結果ですので、説明は省略させていただきます。

以上で、地産地消・外商課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 賃料については、不動産鑑定士の評価できっちりやれば多分妥当だと思いますので、ものは申しませんが、契約期間が5年から8年に延びた理由は何ですか。

◎山地地産地消・外商課長 今現在は5年ですけれども、当初、相手方からの提示は、3年でという話がありました。ただ、話をしていく中でお互いパートナーとして末永くという話も出て、最終的には相手方からも8年という話が出たということもあり、この期間が妥当であると考えております。

◎中面委員 8年の長期契約は高知県にとっては多分有利やね。これは一定評価いたします。

それから、4ページの「まるごと高知」の費用対効果について、運営経費として、平成22年度分、平成23年度分も六千七、八百万円、平成25年度は6,800万円が家賃ということで、公社からの返還分1,100万円相殺後と書いていますが、レストランの家賃はどうなっているのですか。

◎山地地産地消・外商課長 家賃自体は「まるごと高知」の1階、2階、地下も含めた形での家賃になっており、公社からの相殺というのが、1階物販と2階レストランの収益の最終的な利益分を県のほうに返還していただいたという形になっております。

◎中面委員 物販については、高知県の物品の宣伝ということがあるので、家賃分をととは言わないですが、レストランについては、民間がやるときは経費として家賃も払っているわけですから、将来的にレストラン分の家賃くらいは、公社から返還という目的でやって

ほしいということをレストランが動き始めた時から指摘していました。レストラン部分が幾らなのかはわかりませんが、坪単価が5万円ちょっとで、あそこは20坪ぐらいですかね。要は、民間がやるとしたら、レストランの家賃分としてはこのくらいだが、今はこの程度しか払っておりませんという数字は出ていますか。

◎**山地地産地消・外商課長** 家賃については、資料の1ページ目にそれぞれの階層ごとの新賃料を見ていただくと、2階の面積が66.07坪になっており、税抜きで月額264万2,800円となっております。この部分がいわゆる家賃に相当する分かと考えております。それに対して、収益の中でどこまで賄えるかというお話かと思いますが、明確には今数字を持っておりませんが、それぞれの部門ごとに収益を上げていく努力というのは日々行っておるところです。

◎**中面委員** 要はレストランとしたら年間約3,000万円の家賃がある中で、公社からの返還が約1,000万円ということで、レストラン部分については半分くらいですか。

◎**中澤産業振興推進部長** 返還分がトータルで約1,000万円ちょっとになっておりますけれども、実は収益事業の利益分から、県から公社に派遣している人件費分の一部とか給与上のものがあり、それで1,000万円近くの利益を食っておるといふ事情があり、厳密にレストラン事業の収益の部分でいうと、これよりももっと多く稼いでおります。ですから、個別の物販、レストランのそれぞれの純粋な収益とこの返還分の1,000数百万円というのはちょっと連動していない部分もありますけれども、その点については、後ほど数字をお示しさせていただきたいと思っております。

◎**中面委員** あんまり無理を強いるつもりもありませんが、高知県にこんな食材がありますよと。いろいろ工夫して出していますので、その努力は買います。ただ、レストラン事業をこれからもずっと継続していくのであれば、民間との競争力を念頭に置いてやってくださいという趣旨です。

それと、5ページの外商事務所が、当初「まるごと高知」の地下にあったときに、早く外で借りてきっちりやったほうがいいのではないかという提案もしたので、あそこを見に行きました。場所的にもいいし、明るい感じでいいなと思ったけど、広さは十分ですか。

◎**中澤産業振興推進部長** 現在までのところは十分と言ってきましたが、今回御説明をさせていただきましたように、また増員をするというようなことで、来年度から必ずしも余裕がある状態ではなくなるかなと思っておりますけれども、決して以前のような環境の悪い状況にはならないと思っております。

◎**中面委員** 地産外商公社の民間同士の成約件数は非常に高く評価しますので、そういう点はこれからも伸びてほしいし、そのためにはやはり十分に県の職員が働ける場所を確保していったほうがいいと思っております。

最後の質問になりますが、日銀高知支店の支店長が、高知を離れるに当たって、この産業振興計画について、次のような感想を述べています。細かい施策が物すごくあって、手当たり次第と。ただ、公的機関がいつまでも主導することではないと。公的機関でビジネスができる人はいません。尾崎知事もどこかで民間にスイッチすると思いますよ、という新聞記事が載ったようですが、民間でできないことを地産外商公社がどんどん開拓していくことは評価します。ただ、民間が今まで手をつけたり、やっているものに対して入っている現実があります。民間が既にやっているところにまで食い込んで、別の民間企業へ引っ張り込んでやるようなことはやってはいけません。一生懸命やるのはいいですが、これは県の出資している公社ですから、そここのところはきっちりさび分けをしないと、そういうところがごっちゃになって、かえって民間の足を引っ張っている部分が見受けられたので、そこはやはりチェックしないと、民間の方から反発の声も上がる場合がありますので、十分気をつけてやっていただきたいと思います。

◎中澤産業振興推進部長 公社の役割はまさに民間でできないところをフォローするということですので、民間の事業者の方々が、自力でやられているところに入るというのは公社の役割としてあり得ない話だろうと認識しております。そのような事例について、私どもも気をつけますけれど、ぜひまた御指摘をいただければと思います。

◎吉良委員 「まるごと高知」の賃料について、鑑定などいろいろ評価もなさっていますが、一般の県民からすれば、30数%も値上がりするなんて、とても高いと。足元をみられたのではないかと指摘があります。それはなぜかということ、場所がそんなに大事かよと。そこら辺の10軒ぐらいの農家が集まって、道の駅的なところで出しても、1億円や2億円は売り上げがあると。寄ってたかって4億円かよという声と一緒に出てきますけれども、外商のほうもすごく重視しているので、その店舗の収益もってということもありますけれども、そういう県民の声を聞くと、余り今の場所にこだわる必要はないのではないかと。それから来店者数もふえてないですけど、そこら辺の疑問について、どのようにお答えするのかということをお聞きしておきたいと思います。

◎山地地産地消・外商課長 「まるごと高知」については、沖縄のアンテナショップの隣に立地しているということもあり、高知県が進出した後も他県の進出があつて、かなり集積してきていると。そういった中で、銀座周辺のアンテナショップとしての位置づけがかなり高まってきたと。それは高知県の出店も一つの契機と考えており、そういった効果というのも、場所的には大きなものがあるのではないかと考えております。

集客については、5年間やってきて、今後もやっていく中で、やはりお客様に来ていただくという部分については、公社自体も努力していくということもありますし、またビルの所有者側も外装等の改装も今後やっていくという話もいただいておりますので、そういった関係者の方々とも協力しながら、魅力的な店づくりにさらに取り組んでまいりたいと

考えています。

◎吉良委員 頑張っていることは非常にいいことですが、やはり依然としてそういう声があると。既存の高知で頑張っている人に対する取り組みが、その人たちに感じられないということがあるのではないかと思います。

それと同時に、その期間についても、どうして8年なのか。5年前と比べて三十数%変わるのに、8年もたったら上下に随分と動くだろうと。その期間はおかしいのではないかという声があります。特にオリンピックが2020年にあって、それ以降の2年間も同じ値段でいくというのはどうなのかっていうこともあります。

先ほどの話を聞くと3年だったのが8年になったとのことですが、これも相手側にうまく乗せられたのではないかという話も聞こえてきますけど、そのことについては、どうですか。

◎山地地産地消・外商課長 当初、相手方から3年の話も含めて、相手方の鑑定評価に基づく金額での提示がありました。それから言いますと、新賃料は約1割程度落ちた形で話がまとまったという状況です。

お話のように、景気の動向で上下するということは想定されますけれども、逆に言いますと、オリンピックを控えて、今後はさらに銀座周辺のモチベーションが高まっていくという見込みもあります。そういった中で、当初の3年という話よりも安定的な関係が構築できる8年が、本県にとっても有利ではないかという判断のもとに、8年という期間でいきたいと考えております。

◎吉良委員 契約をまた見直すこともあり得ると思いますので、いずれにしてもそういう県民の素朴な疑問にしっかりと答えられるような運営をしていただきたいということを要望しておきます。

◎森田委員 高知家イメージ戦略、5,000人という大きいロットで、結構データをとったようですね。イメージ的に上がってきているし、このデータをここの部門だけで持つのは非常にもったいないなと。高知県民のイメージも一緒になっていますので、県民の自覚として、優れた部分はよく知っているし、県外からの来客があったときに案内のしどころ、食べさせるものも何をチョイスするかも含めて、ずっとデータを見ていたら結構いい。自分のことを県民が自覚するし、あわよくば、他県が何番目であって、あの県がこんなイメージやったら、うちはもっと上なのにとかいう他県戦略もあると思います。

せっかくいいデータがあるのに、ここだけで埋没するのはもったいないという感じを持っています。たったの10項目ぐらいですけど、なかなかいいので、ここだけでも高知県のよさとかイメージ戦略に使う資料としてイメージが結構膨らみます。反対のイメージという部分も多分あるだろうし、データが低いということはイメージが薄いよと。じゃあ他県はどうなのかなという都道府県のイメージですよ。よその県がこの位置づけなのにうちが

ここだとか、そこら辺結構使えるので、もっと広くこれを公開して県民の意識調査につなげながら、高知家戦略を県民と一緒にやっていくと。このデータを使うために、何か広報の仕方なんかを工夫されたらどうかと思いますけど、どうですか。

◎**浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）** この調査結果を広く公開して、県民の皆様にも知っていただくといった活用も必要だと認識しております。現在、高知県庁のホームページでこの結果を公開しております。県民の世論調査の結果でも高知家の認知度が約90%で、その中身もいろんな御意見がありますものの、もっと私たちが営業に使ってよという御意見も多数ありました。なので、来年度は1番の魅力とさせていただいている高知家の家族を活用して、各地域、各分野、それぞれにボリュームも出して情報発信していきたいと考えております。

◎**森田委員** インターネットでの公開では、見れる人と見れない人といるので、紙ベースもあるし、あるいはマスコミの使い方もあるし、折りに触れてマスコミのベースへ乗せることも大事だと思います。高知県民たかだか73万人しかいないですけど、我々も県民戦略として高知家バッチをつけて応援するという意識がちゃんとありますし、県民の中にも潜在的にいっぱいあると思います。ですから、高知家のよさを客観的に知るデータとして使い、ぜひともインターネットだけでなく公開し、またもっと広く使って、県民あげてイメージ戦略を進めていこうという気概を持って、活用してください。

◎**梶原委員** 資料の3ページに、昨年度と比べて今年度の11月までの成約件数がありますが、「まるごと高知」の来店者数や売り上げは、昨年度の11月時点と比べてどうなっていますか。

◎**山地地産地消・外商課長** 来店者数は、昨年同月と比較して91%となっています。
売り上げは、99.6%となっています。

◎**梶原委員** 来店者数は平成24年の75万6,000人から昨年は大体6万人ぐらい減少していますよね。来店者数が減少したにもかかわらず物販、飲食の売り上げは上がったと。この辺の要因について、例えばどういったものが売れたとか、どういったものの単価が上がったかなどを分析されていたら教えていただけますか。

◎**山地地産地消・外商課長** レジ通過率と言いますか、購入いただいた方の率が前年から比べて平成25年度は上がっていますので、「まるごと高知」自体が定着して、見るだけというよりも買うという目的を持って来ていただく方がふえてきたのではないかと考えております。

ただ、来店者数が少し落ちているというところは、やはり魅力ある店づくりの部分も大切ではないかと思っています。

もう1点、計測方法を少し変えた関係もあり、少しその辺の誤差が出ている部分があるかもしれませんが、確かに、魅力ある店づくりでお客様に来ていただくということは重要

であると考えています。

◎梶原委員 計測方法がどれだけ変わったのかはつきり把握してないですが、平成24年から平成25年の1割近く減少したということは、いろいろな要因があると思います。先ほど課長が言ったように、高知県のアンテナショップができて、その後に他県のもかなりできて、銀座周辺に集積したことによって集積のメリットもあれば、逆にお客さんが高知県のアンテナショップだけに来るのではなくて、日本全国の物産品を求めて分散したかもしれない。それと本会議でも言いましたけど、商品固定化の傾向などいろんな要因が合わさっているのかなど。1割弱減るといったらかなりですし、さらに、今年度は昨年比91%ですので、さらに1割近く減少しているということですから、いかにお客さんを引き込んでくるかというところですが、高知家プロモーションの取り組みをして、かなり首都圏の認知度も上がってきているということを考えたら、やはり店を訪れる方もふえなければと思います。認知度が上がったとすれば、売り上げよりも、とりあえず行ってみようかということで、来店者数が連動するのが自然ではないかと思いますが、その辺が逆転している状況なんかも見受けられますので、商品の固定化については、いろいろ御苦労もされて、実際に声もかけられて、置いているアイテム数はこの間お聞きした2,700点にふやしてはいますけども、実際、だれがあそこで何をかうのかと。あそこに行けばあれがあるという固定商品があるから来る人もいれば、逆に魅力ある商品といえは何かあるのだろうと期待感も持っていただくような取りそろえというのも大変重要だと思いますけど、その辺を今後いかにしていくかをお聞きしたいと思います。

◎山地地産地消・外商課長 商品数については、平成24年度の2,200アイテムから平成25年度の2,700アイテムまでふやして、季節に応じた品物への入れ替えをしています。

また、参加事業者数についても、新規の事業者もふえるようにということで公社からも声がけをして、数字は上げておりますけれども、魅力あるヒット商品づくりにいかにつなげていくのかということも非常に重要かと思います。

そういう意味も含めて、やはりプロモーションの重点品目の中でのヒット商品づくりが、逆に魅力ある「まるごと高知」の情報発信につながる部分だと思いますので、当然店側としては店舗の棚のしつらえやいろんなアピール、また外装面も少し工夫していただけるといいうところもありますので、できる努力とプロモーション的な情報で打って出ると相まみえた形で展開していくことで、来店者数の増加にもつなげてまいりたいと考えています。

◎梶原委員 商品の固定化傾向について、あそこは高知県全部のための限られた面積スペースなので、ある一定結果も出して売れ筋もできてきて、ほかにも外商にもつながり、その店で売れるだけでなく、きっかけによってほかのビー・ツー・ビーでかなり売り上げを出しているところは、やはり順次回転していかないと。企業としてもある程度の利益も見

込めるようになったら卒業していただくということも考えていかないといけないと思います。やはり公社を使って会社が成長し、それがずっとそこにあるのではなく、ある限りは逆に企業に対して、運営など何らかの協力をぜひ求めていただきたいなど。そのことによって、全体的に高知県内の企業にもっと枠を広げていく、可能性を広げていくと。そこに今後はもっと力を入れていただきたいと思いますけど、どうですか。

◎**山地地産地消・外商課長** 先ほど中面委員からも話がありましたが、やはり公社をいつまでも使うというよりも力をつけていただいて、民間の力でひとり立ちしていただくということが本来の姿かと思っております。

店の考え方としては、お客さんに来ていただくときにやはり定番商品のあるなしで、足を運んでいただくということもありますので、そういった戦略上の部分は残りますけれども、その商品の力をつけていただくという観点から言いますと、卒業していただくようなところがより多く出ることが本来の目的かと思っておりますので、公社のほうとも、今後そういった話もさせていただきたいと思っております。

◎**梶原委員** 本当にバランスが難しいと思いますが、ぜひよろしくをお願いします。

◎**横山委員** 梶原委員の話にもありましたが、「まるごと高知」については、やはり物販よりも商品の磨き上げといった収益活動以外の機能ということを私は重視しているわけですが、テストマーケティングを積極的に行い、その商品を都会の方に味わっていただく中で、あるいはいろいろ使っていただく中で、どう改良し、大消費地に適合する商品をつくるかということになると思いますが、テストマーケティングをして、いろんな意見を取り入れて、商品をさらに進歩させ、お客さんに好かれるような商品にすると。テストマーケティング後のフォローや、これまでの取り組みの中で成功事例がどれだけあるのか、そこらあたりの分析はどうですか。

◎**山地地産地消・外商課長** 基本的にはテストマーケティングの際に、事業者に来ていただくとか、また、販売員が意見を直接とるとか、レジの通過状況なんかも逐次御報告をします。それと、商品の磨き上げ部分については、例えば店長から商品がわかりづらいので、中身が見えるようなパッケージに変えたらどうかというアドバイスをした結果、それを取り入れて製品の磨き上げにつながったとか、一定用意している補助金を使っていただく話をして、パッケージを変える際の設備投資といった部分にも活用していただいています。

◎**横山委員** 大事なことは、その商品が都市部で商品として扱っていただけるかどうか、そこまで成長させるかどうかということになると思いますが、後々のフォローというのは大事なことで、フォローの結果、東京のアンテナショップで商品として販売できる形、会社独自で商品として販売ができるようになった成功事例はたくさんあると思いますが、そこらあたりの分析はどうですか。

◎**山地地産地消・外商課長** 事業として高品質系のスーパーと連携し、商品の磨き上げと定番化といった取り組みをした部分もありますけれども、結果的にはそれ以外の例えば公社が今まで800ぐらいのバイヤーとやりとりをさせていただいている中で、そのバイヤーとの関係が構築できてまいりましたので、バイヤーの意見を公社がつなぎながら事業者にお返しするという関係づくりもできてきていると思います。

◎**横山委員** 私が聞きたいのは、そういう成功商品がどれだけあったかということです。税金で東京へ店を出しているわけですので、いかに高知県の商品を成長させるかということになるかと思いますので、もし、そこらあたりの分析をされて、ある程度の商品の数がわかっているならばお聞きしたいです。

◎**山地地産地消・外商課長** 具体的な数字を整理させていただき、基本的にはマーケットイン事業とか、市場対応の補助金を活用していただいている事例がありますので、そういった御報告をさせていただきたいと思います。

◎**横山委員** そのことが大切だと思いますので、そこらあたりを分析して、成功事例をたくさんつくっていただいたら、県民が東京などの大消費地に商品を出す勇気にもつながると思いますので、よろしくをお願いします。

それからもう1点、今回のプロモーション活動では1億2,000万円ぐらいの予算で、新たな宣伝をしようという計画が示されたわけですが、私がたまに東京に行ったときに高知県の宣伝が少ないと思います。今回は電車でポスターでの宣伝ということを計画されていますけど、それをたくさんのところへやってもらいたいと思います。飛行場とか駅とかで、やはり東京から東はなかなか厳しいと思いますが、東京から西のそれぞれ大事なポイントポイントには、高知家のプロモーションがされた宣伝ポスターなどがあると、県民にとって非常に心強いわけです。こんなところでも高知県が宣伝されているということが、高知県の観光客がふえる要素になっているのかなという思いにもつながっていくと思いますが、今回電車でやろうとしている具体的な計画はどのようになっていますか。

◎**浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）** 電車の広告でいくと今年度は東京モノレール等で行ってまいりました。今年度もそうですけど、来年度は大阪駅に大きなポスターを張ることを考えていますし、関東、関西とそれから名古屋も対象に含めて検討していきたいと考えています。

◎**横山委員** 東京で会があったときに、市町村会館等を利用させていただくことがありますが、他県の多くが物品を展示している部屋があります。たくさんのが展示している中で高知県はない。高知県は何をしているのだろうかという思いを抱くときもあるわけですよ。要は物販にしても観光にしても、プロモーション活動でいかに高知県を知っていただくかというのが基本になると思いますので、広告についても、駅とか飛行場にも数多く手がけることが、これから大切なことだと思います。広告宣伝に関しては、今後どのように

進めていくのですか。

◎中澤産業振興推進部長 おっしゃるとおり、都内のあちこちで高知県が露出するというのを我々も本当にやりたいわけですが、やはり予算の配分やバランスというものがあります。今まで、駅張りポスターも精いっぱいやらせていただいて、来年もこういう予算を提案させていただき、ことしよりふやしていきたいと思いますが、基本はやはり高知家のコンセプトで、それが皆さんに非常に受け入れしていただいた。県民の皆さん、それから企業の皆さんに受け入れられ、応援していただいた結果が、例えばマスコミに取り上げられることで、予算を使わずに広がってきました。その結果が今回の33%だろーと思っております。

ですから、やりたいのはやまやまですが、予算配分のバランスと、それからその効果を見ながらこれからも戦略を組み立ててやっていきたいと思っております。

◎横山委員 予算の絡みもあると思いますが、ぜひ高知県の宣伝をお願いしたいと思っております。

それから、雑誌ということはかなりメディアタイアップという形で取り組みをされるということですが、具体的にはどんなことですか。

◎浅野企画監（高知家プロモーション推進担当） 雑誌であれば読者層が決まっているものですから、年代別にターゲットを絞り込んで、いろんな打ち込み方ができると思っております。

例えば、雑誌の「dancyu」でしたら、食に特化した特集をやっています。30代・40代の男女がメインのターゲットになってきますし、そういった年代別、分野別にいろいろな雑誌、メディアを組み合わせながら相乗効果をねらっていきたいと考えております。

◎西森（潮）委員 関連したことにもなりますが、東京の人から聞くと、高知県が知事も含めてテレビとかいろんなところでよく出るようになったと。高知でもそういうことがふえてきたという声が私にはよく入ります。だから、そういうことの結果が今いい数字になってきているのだと思っております。

アンテナショップについても、県民も経済界もかなり注目するようになってきて、希望のものを出してほしいとかいう要請が随分あると思っておりますけど、それらは、どのぐらいまで充足されているのですか。実際にそれが実現していないというケースはどのぐらいありますか。

◎山地地産地消・外商課長 公社の高知の職員が、事業者を訪問したり、また直販所等も回っているいろんな声を聞いております。その中で希望があったときに、品質の表示の問題とか入り口のところで十分でないとか、利益率が3割でいきますので、少しそこで合わないという話なんかもお伺いしております。

そこは、公社として一定の基準を持っておりますので、そこに合致しない商品もあるの

は事実です。会社の職員も極力そういった声をいただきながら、品質の改善に向けたつなぎとかに取り組んでいる状況です。

◎西森（潮）委員　ということは、アンテナショップが粗利30%を確保するということが前提になっているのですか。

◎山地地産地消・外商課長　そうなります。

◎西森（潮）委員　商品を出させるかどうかというのは、だれが決めているのですか。

◎山地地産地消・外商課長　基本的には高知事務所の職員と店長で判断させていただいています。

◎西森（潮）委員　出させてほしいという願いをしてもなかなか採用してもらえないというような声もいろいろ聞くので、要するに、高知の特産品を紹介して、アンテナショップで消費者が知ることによって一般の流通でどんどん伸びていくようにしてこそ、経済的な効果が大きくなると。アンテナショップだけを頼りにして、そこだけでというのもあるだろうけど、本当はそうではなく、そこをきっかけにして知ってもらってというようにしないといけないと思います。大分そういうふうに流通業界に乗った事例もあるでしょうけど、大体どれぐらいありますか。

◎山地地産地消・外商課長　アイテム的に幾つという数字は持っておりませんが、先ほど言いましたように1,700アイテムを常時おき、外商が大体800ぐらいの相手方につながっておりますので、そういった中で店舗を使った商談会も139回行っておりますので、かなりの数がアンテナショップをきっかけに流れていると考えています。

◎黒岩委員　資料の中で、高知のイメージを自由回答で出してもらっていますが、非常に、カツオのタタキとか坂本龍馬とか定番が大きく出ていますけども、このイメージを持たれている全体的な回答に対して、どういう評価とか分析とか認識をされていますか。

◎浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）　カツオや四万十川等のイメージがやはり強いわけですが、それに加えて自然、食がかなり高いポイントを上げています。

それから、先ほど他県の状況というお話がありましたけれども、ベンチマーク県として、香川県、広島県、長野県、熊本県等を調査していますけれども、今年度の興味上昇度については、高知県が1番上がったという分析がありますので、引き続き高知の強みである食や自然を全体的に押し出し、またこだわりを持って育てる、あるいは、その豊かな自然とともに体験観光等をしている高知家の家族の方々に御協力いただき、情報発信していきたいと考えています。

◎黒岩委員　最近、テレビでも非常に高知が放送されていますよね。俳優やお笑いの人が来て高知の食とかお酒の文化とか自然とか、いろんなことを紹介する番組がふえてきていますけども、これも非常に戦略的な取り組みとしての結果だと思っておりますが、放映されている番組の内容は高知県だけではなく、キーステーションを中心に全国的に見れるよ

うになっていますか。

◎**浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）** 広告換算効果として約5億3,600万円を挙げていますけども、全国のキー局メインで挙げさせてもらっています。

県内の報道関係の方におかれましても非常に協力をいただいているところですけども、全国で取り上げられる状況がふえてきたというのも実感しております。

◎**黒岩委員** 最近の傾向として、やはりテレビを見る人が大変多いと。テレビからのさまざまな情報が多いわけですから、戦略を図っていくためにも、高知へ来てもらうためにもテレビを活用するという戦略に力を入れたほうがいいのではないかなと思いますけど、どうですか。

◎**浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）** テレビは費用もなかなか高く、費用どおりで交渉するとなかなかつらいものがありますので、高知の強み等を出しながら、「まるごと高知」や地産外商公社のネットワークも生かしながら交渉をしていきたいと考えております。

◎**黒岩委員** 参考までに、例えば、高知を紹介する30分番組の場合で、どのぐらいの費用がかかるのですか。

◎**浅野企画監（高知家プロモーション推進担当）** 30分番組でいくらという交渉は実際にはしてはいたんですけども、例えばテレビCMの場合、キー局の「世界まる見え！」で、実施料金が30秒で2,000万円といった何千万円単位での月額料金の例があります。

◎**中澤産業振興推進部長** 先ほどのポスターのような露出も含めて、私どもの戦略が「高知家」というコンセプトでいろんな媒体を使って拡散していき、それに共感者をふやして、それをきっかけに今度はものとか観光を乗せて行って興味を引くと。お金を出してやると30分をキー局の全国ネットのゴールデンタイムでやったら、費用が億かかります。それはとても私どもの体力ではできませんので、そういう話題づくりでもってテレビ局側の関心を引いて取材対象にしてもらうことが我々の基本的な考え方です。

ですから、BSとかで番組を制作するケースもありますが、BSは比較的単価が安いのでできますけれども、基本的には全国ネットのゴールデンタイムで高知県を取り上げていただくと、例えばこの前、知事がゴールデンタイムに15分間出たというので何億円という広告効果があります。ああいった形で話題を提供し、それを投げかけ、働きかけをしていく。そんな形でプロモーションを効率的にやればと思っております。

◎**土居副委員長** 「まるごと高知」の物販の1階部分の加工品から生鮮食料品まで結構いろいろ豊富な品ぞろえがありますが、賞味期限の短い生鮮品等のローテーションはどんな形でやっていますか。

わかりやすく言えば、置いている期間がどれくらいで、その後はどのようになっているのですか。

◎山地地産地消・外商課長 商品については、買い取りという形ですので、事業者の方にお返しをすることはなくて、基本的には店舗のほうで販路を見つけていくという形になると思います。

◎土居副委員長 やはり鮮度が命のもの、オジャコとか魚介類、それから野菜の葉もの、軟弱ものらは置く期間が短いですね。シワシワのものがしばらくあったら、それこそイメージダウンになるので、回転も結構いると。そしたら、歩留まりというか、消却になるかどうかわからないですけど、そういうものが出てくるとは思います、その辺はどのようにしていますか。

◎山地地産地消・外商課長 生鮮の場合は、値段を3割引きとか半額とかに下げる場合も当然あります。最終的に原価率を3割以内におさめていくのが本来の姿ですけども、月によって上下するということは、利益につながらない物品も出てくれば原価率が悪くなると。それがいいような形で店づくりをしていくことが基本と思っています。

◎土居副委員長 そのあたりの、公社の中で日々研究しながら取り組んでいっているというふうに捉えてよろしいですか。

◎山地地産地消・外商課長 毎月の経営の議論の中でも、やはり物販ですと、人件費と原価率が全てになりますので、そこはチェックをしながらというところです。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、地産地消・外商課を終わります。

これで、産業振興推進部を終わります。

《中山間対策・運輸担当理事所管》

◎三石委員長 次に、中山間対策・運輸担当理事所管について行います。

それでは、議案について理事の総括説明を求めます。

◎金谷中山間対策・運輸担当理事 それでは、所管の提出議案について御説明申し上げます。

先ほど産業振興推進部の説明で使用した、お手元の産業振興推進部補正予算総括表をごらんいただきたいと思います。

所管分として、2,215万8,000円を減額する補正予算を提出させていただいております。

内訳は、体制の見直しと勤勉手当の改正に伴うもので、全て人件費の補正です。

説明は以上です。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、中山間対策運輸担当理事所管を終わります。

《観光振興部》

◎三石委員長 次に、観光振興部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

◎伊藤観光振興部長 11月1日から観光振興部長に着任した伊藤と申します。どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、議案の説明をさせていただきます。

観光振興部からは第1号議案、高知県一般会計補正予算として、人件費に係る補正予算をお願いしております。

右上に②とある平成26年12月補正予算の議案書85ページをお願いします。

今回の補正は、観光振興部全体で一般会計の849万5,000円の増額補正を行おうとするものです。

次のページ以降に各部の内訳を記載しておりますが、全額が人件費となっております。

主な理由としては、今議会に上程している勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を改正させて計上したことによるもの、及び職員全体の新陳代謝や今年度から国際観光に関する取り組みを強化したことに伴い、職員2名の増員によるものです。

なお、85ページの総括表の財源内訳のうち、地域観光課の負担金953万円については、職員を派遣している広域観光組織からの負担金となっております。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎西森（潮）委員 議案とは関係ないけど、せっかくの機会なので申し上げておきたいですが、高知県は観光を産業振興の面からも経済浮揚の面からも、当面の大きな経済効果として力を入れて成果も出てきています。これはあなた方の努力であるので敬意を表したいと思います。

ただその中で、全国のいろんな団体の全国大会とかブロック大会といったものを積極的に受け入れようとして、これもいい結果も出ていますが、大きい大会なんかは2年ぐらい前から計画を立てていますよね。そのときに文化ホールとか、かるぼーとといった主たる会場の施設とコンベンションとかがスムーズに連携がとれていない。せっかく相手方が予約をしようと思っても、1年前でないと受け付けることができませんということで、計画が具体的に進まないケースがある。例えば、何千人以上高知へ来るとかいう場合には、2年であろうが3年であろうが予約を一定受け入れていくということをしないと、メインの会場が決まらないために、諸団体の事業計画が立てられないわけです。

そこはよくコンベンションとそれぞれの施設と連携をとって、スムーズに受け付けをしていくということ、ぜひやっていただきたい。そうでないと、相手方がそこで大分気分を壊される場合があります。高知県にとって経済効果、観光面でそういうのは非常に大きいから、いろんな団体が各種大会誘致の呼びかけもしているわけです。それで、具体的に施設に問い合わせてみたら受け付けができませんでは困りますので、そこらの連携が非常

に大事だと思しますので、ぜひお願いします。

◎伊藤観光振興部長 しっかりと関係機関と調整させていただき、そういった話がスムーズに進むように取り組んでいきたいと思えます。

◎梶原委員 来年の東部博について、そろそろ4月に向けて地元の協議会等のイベントとかの取り組みを構築していく上で、なかなか意思の疎通ができていないような状況等をこれまでお聞きもしてきましたけど、4月に向けての進捗を簡単にお聞かせいただきたいです。

◎伊藤観光振興部長 東部博推進体制としては、各市町村からそれぞれその広域のほうに人も集まり、体制も整ってきております。4月29日にスタートとなりますので、それに向けてそれぞれ商品の磨き上げも進んでおりますので、それに対して県としても来年度は人的にも財政的にもしっかりと支援していきたいと思っておりますし、全国に向けてのプロモーションについても、県、観光コンベンションのほうでしっかりと取り組みをしていきたいと思っております。

◎森田委員 議案とは全く関係ないけど、高知家プロモーション、先ほど産業振興推進部の中で、全国から見た高知県のイメージ調査の結果があって、結構分厚くロットも5,000ですからかなり内容的にオーソライズされていると思えますし、観光でもかなり使える部分があると思えますが、あれの分析、解析については観光振興部でも活用するのですか。

◎伊藤観光振興部長 はい、産業振興部からいただいております。例えば、高知県への観光意向度で言いますと、関西地区、それから首都圏も含めて60代ぐらいの方の60%ぐらいが高知県に観光意向度がありますけども、首都圏においても関西圏においても20代、それから30代の方は30%後半ぐらいで、高知県への観光意向度が低いという状況もそのデータで示されておりますので、そういったところに対して高知県にどういうふうにもっと魅力を持って来てもらえるかというようなことを、来年度に向けて考えていきたいと思っております、そういうデータを使った取り組みもしていきたいと考えております。

◎森田委員 ぜひ観光の視点から分析、解析、深読みするといいデータがいっぱいあるなと思えます。彼らは移住とか物販とかいろんなイメージがあったけど、高知県は何もないとかも含めて観光施設の貧弱とか、あるいは前々から言われている坂本龍馬像のところは行くけど、それ以外に魅力のあるものがいっぱいあるのにイメージが進んでないとか、深読みすればいっぱいいいものがあるで、ぜひ活用されたいなと思えましたので、よろしくお願いします。

◎三石委員長 ほかにありませんか。

ないようでしたら一つ、これも議案とは関係ないですけども、久保部長が急遽やめられて、新たに部長になられたわけですけども、観光振興部について、どういう思いで、これからどういう運営をしていきたいか、そのあたりの決意を改めて聞かせていただけた

らと思います。

◎伊藤観光振興部長 何よりも観光政策、観光行政はたくさんの方々に影響する地産外商のメインエンジンとなるべき分野だと思っております。そのため、まずは産業振興計画の第2期計画の4年後の目標とされている400万人観光の定着、それから観光総消費額1,100億円以上を確実なものとしていくとともに、10年後に設定されている430万人観光、観光総消費額1,300億円という目標を目指し、できるだけ10年後といわず前倒しするような形で各部と連携しながら、全体最適を目指しての事業の組み立てをしながら取り組んでいきたいと考えております。

◎三石委員長 わかりました。よろしく申し上げます。

以上で、質疑を終わります。

これで、観光振興部を終わります。

《土木部》

◎三石委員長 次に、土木部について行います。

土木部は、部長の総括説明会を聞いて、それから昼食にしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。

なお、部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思っておりますので、御了承願います。

◎奥谷土木部長 議案の説明に入る前に、土木部職員の傷害事件等による懲戒処分について、御報告とおわびをさせていただきたいと存じます。

中央東土木事務所本山事務所の職員が、平成26年11月3日に父親への傷害事件で現行犯逮捕されました。このことは、職員全体の名誉と信頼を損なうばかりか、県民の県政への信用を大きく裏切るものであり、その責任は極めて重大であることから、12月18日から1年間の停職処分としたものです。

また、現在土木部に在籍している職員が、昨年度、健康政策部に在籍している間に、複数の不適切な事務処理や対応を行っていたことから、戒告の懲戒処分を受けております。

職員には公務員の基本である法令の遵守について、これまでも折りに触れ徹底してまいりましたが、このたび県民の皆様の信頼を損なう事態となりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

今後は二度とこのようなことがないように、職員のさらなる綱紀の粛正と法令の遵守、適切な事務処理等について徹底して取り組んでまいります。

それでは、12月議会に提出している土木部の議案について御説明申し上げます。

お手元にお配りしている参考資料の青いインデックス、土木部の1ページをお願いいたします。

平成26年度12月補正予算における一般会計の総括表です。表の左から3列目の最下段にありますように、総額46億2,700万円余の増額補正をお願いしております。

今回の補正予算は、台風第12号及び第11号による災害への対応として、9月議会でお認めいただいた公共土木施設災害復旧事業費の追加や、来年2月に募集を予定している公営住宅の空き部屋の修繕費、また人件費の補正に係るものです。人件費については、私から説明させていただき、関係課長からの説明は省略させていただきます。

人件費補正の主な理由としては、今議会に上程している勤勉手当の額の引き上げに関する職員の給与条例改正案を反映させて計上したことによるもの、及び人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更等によるものです。

続きまして、2ページは、特別会計の補正予算総括表です。

流域下水道事業特別会計において、人件費に関する補正として10万円の増額補正をお願いしております。

3ページは、性質別の補正種別の予算説明資料となっています。

続きまして、4ページから6ページは、平成26年度の債務負担行為の追加をお願いするものです。

4ページの道路改良費は、来年度予算に計上する予定の県単独事業費の一部を前倒しして発注し、端境期対策として年度早々に工事の着手を可能とするための債務負担行為、いわゆるゼロ県債です。

また、5ページの室戸広域公園、土佐西南大規模公園大方地区及び佐賀地区並びに中村地区、池公園及び室戸体育館管理運営委託料は、これらの指定管理者の指定に関する議案とあわせて必要となる債務負担行為です。

6ページの甲浦港海岸緑地公園及び手結港海岸緑地公園管理運営委託料も同様のものです。

これらの詳細については、各課長から後ほど御説明いたします。

続きまして、7ページをお願いいたします。

平成26年度の繰越明許費の説明資料です。上段の表をごらんください。

繰越予定の件数は83件で、金額は82億8,400万円余となっております。

下段左側の表は、工種別の件数と金額、その右側の表は、繰り越しの理由別の内訳を記載しております。これら83件の工事は工期を考慮しますと、工事の完了が平成27年度になってしまうことが見込まれることから、この議会で繰り越しの議決をお願いするものです。これらはいずれも契約時点において、年度をまたいだ契約期間を設定できる、いわゆる翌債の手続を行うためのものです。

以上が今回提案している補正予算の概要です。

なお、個別の予算の内容については、後ほど各担当課長から御説明いたします。

参考資料の最終ページ、赤いインデックス、審議会等のページをお願いいたします。

こちらは、各種審議会等の審議経過等の一覧表です。

次に、条例その他の議案について、指定管理者の指定に関する議案として、高知県立室戸体育館など、先ほど債務負担行為で御説明しました7件を提案しております。これらについても、後ほど担当課長から御説明いたします。

また報告事項として、高知県道路公社の清算終了についての報告があります。

これも後ほど担当課長から御説明いたします。

以上で、12月議会へ提出している土木部の議案などの総括説明とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

◎三石委員長 ここで、昼食のため休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時34分～13時00分)

◎三石委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

それでは、所管課の説明を求めます。

〈河川課〉

◎三石委員長 まず、河川課の説明を求めます。

◎濱田河川課長 それでは、補正予算及び繰越明許費について御説明いたします。

資料②議案説明書(補正予算)の132ページをお開きください。

まず、歳入予算について御説明いたします。

7款分担金及び負担金の8目土木費負担金は、ダム管理等に伴う治水事業者から受け入れる負担金、また、8款使用料及び手数料の10目土木使用料は、河川の占用許可に伴う使用料等で、ともに人件費の財源に充てるものです。

9款国庫支出金の11目土木費補助金は、11月に閣議決定された災害対策等緊急事業推進費により、奥田川で排水機場の災害対策を行うため補助金を受け入れるものです。

15款県債の10目土木債は、今述べた補助金の受け入れに伴い、県が実施する河川事業を増額する必要があることから起債の増額を行うものです。

これらにより、歳入予算の補正額は1,365万1,000円の増額となり、合計で93億8,040万1,000円となります。

次に、歳出予算について御説明いたします。

まず、12款土木費の1目河川管理費について、右端の説明欄の1人件費及び2鏡ダム管理費は、土木部長から一括して説明いたしましたので省略させていただきます。

次の3目河川改良費は、先ほど歳入予算で御説明した災害対策等緊急事業推進費により

事業費の増額を行うものです。

これらにより、歳出予算の補正額は1,524万6,000円の増額となり、合計で102億5,702万8,000円となります。

続いて、繰越明許費について御説明いたします。

135ページをごらんください。

追加計上として、1目河川管理費の和食ダム建設事業費は、和食ダムのつけかえ道路工事において、岩盤掘削に時間を要し工程におくれが生じたことにより、また、生活貯水池ダム建設事業費は、春遠ダムにおいて工事用道路及び仮設備の設置計画について、地元への説明に日数を要したことにより、合わせて2億2,457万9,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、変更として、1目河川管理費のダム改良費は、9月議会で計上した鏡ダムに加えて、永瀬ダムにおいて工事に伴うダム天端道路の通行制限の地元説明に日時を要したため、繰越額の変更を1億7,264万8,000円をお願いするものです。

3目河川改良費の社会資本整備総合交付金事業費は、下田川で工事の施工に伴い発生する振動問題等について、地元との調整に不測の日数を要するなど新たに4件の事業において年度内完成が見込めなくなったことにより、また、防災安全交付金事業費は、新川川で用排水路の移設について地元との調整に不測の日数を要するなど新たに2件の事業において年度内完成が見込めなくなったことにより、26億9,867万9,000円に繰越額の変更をお願いするものです。

いずれの事業も適正な工期で発注し、事業の完成を図ってまいります。

以上で河川課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 河川課とは関係ないですけど、部長にお聞きしますが、建設業協会との意見交換会を暫時1月にかけてやっていますよね。若手がなかなか集まらないという話を私自身もほとんどの協会の支部で聞きましたが、安定的な給料体系に見直す必要があると思いますが、今のところ、向こうとの話の中でそういう要望は出ていましたか。

◎奥谷土木部長 私も支部のほうを回らせていただき、各支部の意見をじかにお聞きしました。各支部それぞれの地域差はありますけれども、全般的に多かった意見は、給与体系というよりはどちらかというと経営の安定化や工事の平準化、あるいは最低制限価格をもう少し引き上げてほしいといったことが各支部共通しておりました。

地域性はありますけれども、特に西や東のほうで若手の話があり、そもそも募集してもなかなか来ないという話もいただいております。

ですから、そういった経営の安定のような課題については、今後我々も少し検討しないといけないと思っていますので、そういうことをやらせていただきます。もちろん公共工

事の品質確保の促進に関する法律の改正もあり、発注者責任も強化していくということになっていきますので、所要の改正等についても一層検討していくようにしております。

◎中面委員 できるだけ若者が定着するようなシステムを考えてやってほしいと思います。

それと、私自身が関係している障害者施設の建築の発注工事で入札が何度も不落になることがあって、業者に聞いたら、積算資料で単価を出すらしいのですが、県とか国が指定している積算資料と現場の単価が随分違っているようですが、年に何回ぐらい見直しをやっているのですか。建築と建設とで違うかもわかりませんが。

◎田中建築課長 県の発注する工事については、年に最低4回、単価の改定をやっていきます。刊行物のみだけでなく、専門業者から見積もりをとり、できるだけ実勢価格に近づくような形で改定をやっております。

◎西森（潮）委員 さっきの説明で新川川の話が出ていたけど、これは、高知市が対応すべきことでおくれているのか、それとも県が直接地権者とか一連の関係者との交渉が難航したのか、それはどうですか。

◎濱田河川課長 今年度の新川川で行っている事業についての地元協議の内容は、引き堤をしながら堤防を高くすると。そうすると、堤防の裏側が田んぼのほうに入るとなると、盛り立てる前に足もとの水路を設置すると。その水路の設置の仕方についての地元との協議が合意に至るまでに時間がかかったということで、県が事業実施者として調整すべきものということです。

◎西森（潮）委員 新川川の上に橋脚が幾つかありますが、この市の橋はスムーズにかけかえとかいう話は片づいているのですか。

◎濱田河川課長 河川改修に伴い、市道橋の計3本を拡幅するというので、高知市の財政事情でちょっとおくれた経緯はありますけれど、現在では市との事業実施スケジュールの調整・協議も調べておりますので、順調に進むようになっています。

◎横山委員 ことしは台風等が多くて、河川災害がかなりあったのではないかと思います。河川の災害に関して、ことしそれからまた来年度に向けての取り組みが進められると思いますが、そこらあたりの計画はどうなっていますか。

◎濱田河川課長 公共施設災害の復旧については、後ほど所管する防災砂防課がありますので。

◎横山委員 それでは、後ほどそこで聞くようにします。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

これで、河川課を終わります。

〈防災砂防課〉

◎三石委員長 次に、防災砂防課の説明を求めます。

◎藤平防災砂防課長 それでは、平成26年度の12月補正予算及び繰越明許費について御説明いたします。

まず、12月補正予算の歳入について御説明いたします。

資料②の議案説明書（補正予算）の136ページをお開きください。

歳入予算の9款の国庫支出金は、災害復旧事業における国の負担金です。

また、15款の県債は、災害復旧事業に対して県負担分の財源措置を行うものです。

以上の項目において、防災砂防課の歳入予算として、補正額の欄の最下段にある合計39億6,817万4,000円の増額をお願いするものです。

続きまして、歳出について、137ページをお願いいたします。

1目の土木施設災害復旧費は、右側の説明欄にある内訳で、細目事業1として公共土木施設災害復旧事業費については、台風第12号及び第11号により被災した公共施設の復旧箇所の追加などに対応するためのもので、45億2,752万4,000円の増額をお願いするものです。

次に、右欄の一つ下の2市町村災害復旧事業指導監督事務費は、市町村が実施する災害復旧事業の増額に伴い増額するものです。

以上合わせて、当課の12月補正歳出予算としては、補正額の欄にある合計45億6,715万円の増額をお願いするものです。

続きまして、繰越明許の追加について説明させていただきます。

138ページをお願いいたします。

3目災害関連費のうち、災害関連緊急地すべり対策事業費は、工事の施行に伴い発生する生活用水減少問題について、地元との調整に不測の日時を要したことなどにより、13億4,774万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

砂防整備費の通常砂防事業費、地すべり対策事業費、急傾斜地崩壊対策事業費については、9月議会で繰り越しの承認をいただいておりますが、今回新たに工事の施工の障害となる取水施設に係る補償交渉に不測の日時を要したことなどにより、通常砂防事業費が3件ふえ2億4,387万1,000円に、地すべり対策事業費が1件ふえ5,463万3,000円に、急傾斜地崩壊対策事業費が7件ふえ4億6,139万8,000円に繰越予定の変更をお願いするものです。

いずれの事業も適切な事業執行に努めてまいります。

以上で、防災砂防課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎横山委員 先ほど申し上げたようにことしは台風災害がたくさんあったと。それで、ここ2年ぐらいで災害復旧工事が終わらなければならないと思いますが、計画で今回45億円補正があって、それからまた来年度についてもやはり計画を持って進めなければならない

と思いますが、そこらあたりの計画はどうなっていますか。

◎藤平防災砂防課長 まず、今年度の起債額は、県の管理施設で592カ所と大変多くありました。金額にすると約50億円程度になるわけですが、例年と比べて2.5倍、過去10年の中で一番多いという状況です。

まず、道路の寸断など緊急を要する箇所については、応急工事ということで国の災害査定を待たずに着手できる仕組みがあり、既に170件着手しており、年内に全て完了する予定です。

本格的な復旧には、国の災害復旧の予算を手当てしていただくために査定という行為が伴いますが、先月までで、県全体では592件のうち河川が360件ということで、六、七割を占めているという状況です。

おおむね災害査定を終えているところですが、8月の豪雨よりもちょっと後に台風第19号により被災した箇所78カ所と地すべりの2カ所の災害査定を来年の1月上旬に受ける予定です。

そのほかにも、まだ災害査定が済んでいない地すべりが14カ所あり、地すべりの性質上、雨が降ってから断続的に動き続けるということで、その機構解析というようなものに時間がかかりますが、その14カ所は観測中です。

機構の解析、地すべりの規模が確定し次第、災害査定を受けてまいります。それぞれ災害査定が終われば、速やかに工事を発注して復旧に向けていくわけですが、現在のところ県で既に工事終わっている箇所は約110カ所で、本年度内にさらに230カ所工事を発注する予定です。おおむね3カ年で事業を完了させると。予算ベースでは本年度に8割強の予算を確保し、極力前倒しして発注するように努めてまいりたいと考えております。

◎横山委員 592カ所でそういう災害があり、そのうち河川で360カ所という話がありましたが、国の災害査定も含めて、河川の計画はどうなっていますか。整理できていれば河川のみお答えいただけたらと思います。

◎藤平防災砂防課長 正確な数字をまだ押さえておりませんが、河川についての査定はこの資料にあるようにおおむね完了していますが、その発注については次期出水期前の渇水期の中に終わる工事についてはその期間にやろうと。それをまたいでしまうものは、応急の工事を除いてはその後の段階での発注という形になります。

質問の御趣旨は、極力前倒しで積極的に進めてということかと思っておりますけれども。

◎横山委員 災害で崩れて被災した場合、河川もほかの公共土木も全て一緒だと思いますが、二次、三次と災害が起きた場合に、傷が大きくなれば工事費も大きくなるし、また査定がずっと延びてというようなことも出てくるとお思いますので、早目に査定をして、河川の査定は済んでいるということで、3年を待たずできるだけ早い災害の復旧をお願いしたいと思います。

◎三石委員長 以上で、質疑を終わります。

これで、防災砂防課を終わります。

〈道路課〉

◎三石委員長 次に、道路課の説明を求めます。

◎堀田道路課長 それでは、補正予算について御説明いたします。

資料②議案説明書の140ページをお開きください。

繰越明許費については、9月議会においても御承認をいただいておりますが、その後の状況の変化により変更をお願いするものです。

2目の道路橋梁改良費の社会資本整備総合交付金事業費は、国道439号ほか6件の工事において、用地交渉や計画調整に日時を要したため、9月議会で議決をいただいた額と合わせて12億2,750万4,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

次の防災・安全交付金事業は、国道195号ほか58件の工事において、用地交渉や計画調整などに日時を要したため、9月議会で議決をいただいた額と合わせて46億5,210万6,000円の繰越予定額に変更をお願いするものです。

次の債務負担行為の追加は、公共事業の事業量が少ない4月から6月にかけての端境期対策として、用地買収が完了し早期発注が可能な来年度予算に計上する予定の比較的小規模な県単独工事を今年度内に発注するため6億円をお願いするものです。

県道石鎚公園線の長沢地区など19路線25カ所において、来年度早々に工事の着手が可能となるよう発注を行い、端境期における工事量の確保を図ります。

続きまして、12月補正予算には関係ありませんが、本年度の予算の執行に関して、御説明させていただきます。

それでは、土木部参考資料の道路課のインデックスのページをお願いいたします。

本年度に予定していた県営渡船建造の取りやめについてです。

現在の渡船「龍馬」は建造後23年が経過しておりますが、2年前の平成24年8月の検査の際に、老朽化が進行しているとの報告がありました。具体には、船底の鋼板の腐食が進行していること、またエンジンについても前回の交換までの期間が13年であったものが検査時に既に8年が経過しており、間もなく交換しなければならない可能性があることなどでした。

その後、現在の渡船を継続して使用することと新規に建造して使用することとの経費を比較した結果、新規に建造するほうが有利であると判断したので、平成26年2月議会で建造のための予算をお諮りし、議決をいただいたものです。

本年度の取り組みとして、5月には設計書の作成が完了し、7月に県内に本社または営業所を有することなどを条件に一般競争入札を行いました。その結果、応札はありましたが、予定価格を超える入札金額であったため不落となりました。そのため、県外にも門戸

を開いた上で9月に再度入札を行いました。応札はあったものの前回と同様に不落となっています。

不落となった原因について、県内の造船業界は、老朽化した船舶の更新需要により数年間分の建造予定船舶を確保していることなどから、新規建造価格が上昇しているためと分析しているところです。

このような状況において、本年度の渡船の建造をどうするかについて検討した結果、再度入札を行うためには大幅な予算の増額が必要となること、現在の渡船は多少費用がかかりますが、エンジン等の維持修繕を適切に実施すれば数年間は継続使用が可能なこと、また県内の老朽化した船舶の更新需要が一巡すれば、需給バランスが改善され一定の価格低下が見込めると考えられることなどから、今回の応札額で新規に渡船を建造するよりも、一定期間は維持修繕を行いながら現在の渡船を継続して使用するほうが有利であるとの判断に至り、今年度の渡船の建造を取りやめることとしました。

今後も船舶の材料等の価格動向の調査を継続するとともに、造船業界の需要と供給のバランスを注視し、来年度以降に渡船建造の着手時期について検討を行いたいと考えております。

以上で道路課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎中面委員 最初の繰越明許費の説明の中で、国道439号で8月に被害を受けて、中村や北川村のまだ動いているところがあるという報告があったところは、まだ工事ができない状況ですか。

◎堀田道路課長 8月、9月の台風により災害のあった県管理の道路では、西が中村の伊才原と宿毛津島の二ノ宮、東は奈半利川沿いの小島地区とその上の平鍋地区、それと伊尾木川沿いの奈比賀地区の計5カ所で、地すべりということとまっています。

そのうち、伊才原と二ノ宮については、一定そのすべりがとまって、調査が終わりましたので、1月初めの査定にかけようとしています。それが終わるうまく工事が済めば二ノ宮地区についてはできれば来年度中、伊才原については2年ぐらいかかる可能性があると考えています。

◎中面委員 参考のために教えてください。8月に被災して、例えば年度を越えてまだ動いているという場合でも、その動きがとまった時点で、国の補助とかはきっちりつくシステムになっているのですか。

◎堀田道路課長 地すべりという被災原因にしていますので、一定地すべりがとまって、すべり面が特定でき、それに対して対策工法を検討した時点で査定を受けます。通常は被災から大体2カ月ぐらいで査定を受けますけれども、小島地区なんかはまだ動いている状況で、すべり面の特定もできていませんので、その特定ができてから査定ということになり

ます。

◎横山委員 渡船「龍馬」について、今の状況から考えたらこういうことになるのかなとは思いますが、平成26年度に建造という計画をしていたのを来年度以降のいい時期にという話ですが、エンジンばかりではなく船そのものの定期的な検査はどういうふうになっていきますか。

◎堀田道路課長 5年に一度の大きな定期点検はことしやっています。ことしやった段階で、エンジンについても現状では大きな修繕が必要ということはありませんでした。ただ、底板の厚さが若干薄くなっていると。基準では3割以上薄くなれば取りかえることという規定がありますが、まだそこまでは至っておりませんので、随時そういう調査をし、必要な修繕は行ってまいります。

◎横山委員 船底が腐食しているということですが、客船ですので、やはり浸水したら大変ですので、そこらあたりのことも考えながらやらなければならないと思います。時期的に当面建造するチャンスがないということであれば、船底の修繕ということも必要ではないかと思いますが、どうですか。

◎堀田道路課長 おっしゃるとおりで、エンジンの交換もひよっとしたら余り遠くない時期かもしれません。前回は13年のところ既に10年を過ぎていますので、エンジン関係とか、既に薄くなっている底板も随時点検をし、必要であれば修繕を行っていくこととします。

◎横山委員 修繕も含めて、安全運行でよろしくをお願いします。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、道路課を終わります。

〈都市計画課〉

◎三石委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎天野都市計画課長 それでは、平成26年度補正予算議案について説明させていただきます。

資料②の議案説明書（補正予算）の141ページをお開きください。

繰越明許費です。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、高知駅秦南町線の用地測量などについて、関係機関との調整に不測の日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから5,342万6,000円の繰り越しをお願いするものです。

次に、3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、朝倉針木線など2路線において、用地交渉が遅延し、その後発注予定をしている工事の年度内完成が見込めなくなったことなどから1億222万7,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、都市計画課を終わります。

〈公園下水道課〉

◎三石委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎長野公園下水道課長 補正予算及び条例その他の議案について御説明いたします。

議案書③条例その他の36ページをお開きください。

◎長野公園下水道課長 第24号議案から40ページの第28号議案まで、当課が所管する都市公園等の指定管理者の指定に関する議案です。

5件あり、県立室戸体育館、池公園、室戸広域公園、土佐西南大規模公園の大方地区・佐賀地区と、同じく中村地区、これらの五つの都市公園等は、指定管理者により管理運営を実施しておりますが、今年度末をもって指定期間が満了となりますので、平成27年度からの指定管理者の指定についてお諮りするものです。

内容につきましては、参考資料で御説明いたします。

お手元の土木部参考資料の公園下水道課のインデックスのページをお開きください。

まず、第24号議案、室戸体育館について御説明いたします。

1の施設概要としては、36メートル掛ける32メートルのアリーナを有する体育館です。

2の指定管理者制度を導入した目的としては、体育館の設置目的を効果的・効率的に達成するために、立地条件を考慮し、指定管理者制度を導入しております。

3のこれまでの指定管理者の状況としては、当体育館は室戸市が直接管理する室戸市中央公園の中にあり、これらを一体管理することが施設の効率的な運営につながるため、当制度を導入した平成18年度から室戸市を直指定しております。

次のページをお開きください。

4の指定管理者制度導入の効果として、室戸市中央公園と一体管理することにより、利用者の利便性の向上や人件費などのコストの縮減が図られ、また年間の利用者数につきましては、当制度導入前の平成17年度に比べ、直近の平成25年度は増加しております。

5の今回の指定議案については、先ほど申し上げましたとおり、当施設が室戸市中央公園の他のスポーツ施設と一体で管理することが施設の効率的な運営につながるため、公募は行わず、引き続き室戸市を直指定し、候補者として選定しております。指定期間は3年で、管理代行料は1,979万7,000円となっております。

次に、第25号議案、池公園について御説明いたします。

3ページをごらんください。

1の施設の概要としては、当公園の主な施設はテニスコート2面とわんぱく広場などが

あります。

2の指定管理制度を導入した目的については、他の3公園も同様ですが、民間企業の能力やノウハウを活用し、公園の設置目的を効果的・効率的に達成するために指定管理者制度を導入しております。

3のこれまでの指定管理者の状況としては、当公園は平成17年度の供用開始とともに指定管理者制度を導入しており、平成17年度の第1期から第4期までは平成緑化建設株式会社が行ってまいりました。しかし、第4期の期間中に会社の休業により、株式会社双葉造園に交代しております。

4の指定管理者制度導入の効果では、サービスの向上として、テニスコートの利用機会の拡大を図るため、地域住民を対象としたテニス教室の開催や利用料金の割引、ポイント制度を導入しております。

4ページをごらんください。

コストの縮減としては、自主事業の一部を管理運営に充てることで管理代行料の縮減が上げられます。また、これまでの管理代行料はほぼ横ばいであるのに対し、利用者数は、平成17年度に比べて、直近の平成25年度は増加しております。

5の今回の指定議案については、公募の結果1社の応募があり、都市公園等指定管理者審査委員会において株式会社双葉造園が候補者として選定されました。指定期間は3年で、管理運営代行料は1,967万3,000円となっております。

次に、第26号議案、室戸広域公園について御説明いたします。

5ページをごらんください。

1の当公園の主な施設としては、野球場や多目的に利用できる運動広場、ふれあい広場などがあります。

2の指定管理者制度を導入した目的としては、池公園と同様です。

3のこれまでの指定管理者の状況としては、当制度を導入した平成18年度以降、株式会社双葉造園が行っております。

6ページをごらんください。

4の指定管理者制度導入の効果として、平成24年度から、韓国中学校の野球部合宿利用に当たり施設案内表示をハングル文字で表示するなど、好評を得ております。また、住民との交流に積極的に取り組むとともに、地元ボランティア団体が植栽した桜を共同管理し、良好な公園環境を維持しております。

コスト縮減については、池公園と同様です。

利用者数は、当制度を導入する前の平成17年度に比べ、直近の平成25年度は増加しております。

今回の指定議案については、公募の結果2社の応募があり、審査委員会において株式会

社双葉造園が候補者として選定されました。

指定期間については、良好なスポーツ施設の管理のための技術習得などの人材育成や合宿などの誘致活動における利用者との信頼関係づくりに長期的な取り組みが必要なことから5年としております。

5年間の管理代行料は8,021万円となっております。

次に、第27号議案、土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）について御説明いたします。

7ページをごらんください。

1の施設の概要について、当公園の主な施設としては、大方地区には、体育館、テニスコート、陸上競技場などのスポーツ施設に加え、ビオスおおがた情報館、ふるさと総合センターなどがあります。また、佐賀地区については、多目的広場や展望広場などがあります。

2の指定管理制度を導入した目的は、他の公園と同様です。

8ページをごらんください。

3のこれまでの指定管理者の状況は、当制度を導入した平成18年度以降、特定非営利活動法人NPO砂浜美術館が行っております。

4の指定管理者制度の導入の効果として、施設や周辺環境をPRするとともに、関係団体と連携して、スポーツ合宿・大会の誘致、定休日や年末年始に施設を供用するなど、利用者のニーズへの柔軟な対応を行っております。

コストの縮減については、池公園と同様です。

利用者数は、当制度を導入する場合の平成17年度に比べ、平成25年度は増加しております。

5の今回の指定議案については、公募の結果1社の応募があり、審査委員会において特定非営利活動法人NPO砂浜美術館が候補者として選定されました。

当公園も先ほど御説明した室戸広域公園と同様に、長期的な取り組みが必要なことから、指定期間を5年としております。

5年間の管理代行料は2億5,714万9,000円となっております。

最後に、第28号議案、土佐西南大規模公園（中村地区）について御説明いたします。

9ページをごらんください。

1の施設の概要について、当公園の主な施設として、キャビンやテントサイトなどのオートキャンプ場や展望広場などがあります。

2の指定管理者制度を導入した目的は、他の公園と同様です。

10ページをごらんください。

3のこれまでの指定管理者の状況は、当制度を導入した平成18年度以降、公益財団法人

四万十市公園管理公社が行っております。

4の指定管理者制度導入の効果として、接遇や安全に関する研修や先進地視察などから得た取り組みを実施し、また、利用者のアンケート・要望などからニーズを的確に把握することで県が行う施設整備に反映し、利用者の利便性が向上しております。

コスト削減については、自主事業収入の一部を管理運営に充てることで管理代行料が縮減されております。

利用者数については、ほぼ横ばいとなっております。

5の今回の議案について、公募の結果1社の応募があり、審査委員会において公益財団法人四万十市公園管理公社が候補者として選定されました。

当公園では、宿泊施設での接遇やキャンプ及び自然環境などの活動に対する人材を育成するなど、長期的な取り組みが必要なことから、指定期間を5年としております。

5年間の管理代行料は4,540万円となっております。

各公園とも管理運営代行料は前回から増加しております。共通する主要な要因としては、消費税の引き上げや電気料金単価の引き上げが考えられます。

以上が都市公園等の指定管理者の指定に関する議案です。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

まず、一般会計の補正予算について御説明いたします。

資料②の議案説明書（補正予算）の142ページをお開きください。

繰越明許費です。

この事業は、室戸広域公園内に屋内運動場を整備するもので、この施設は、通常時はスポーツ施設として利用し、南海トラフ地震などの大規模災害時には総合防災拠点として、全国から集まる支援物資等の集積及び仕分けを行う場所となります。

この屋内運動場を整備するに当たり関係機関との調整に日時を要したため、年度内完成が見込めなくなったことから、4公園費の都市公園事業費において3億4,282万5,000円の繰越予定額をお願いするものです。

143ページをごらんください。

先ほど指定管理者の指定に関する議案で御説明した五つの都市公園等について、上から三つ目までは平成26年度～平成31年度までの5年間、下の二つについては平成26年度～平成29年度までの3年間の指定期間の管理運営に係る委託契約を行うため、必要な経費を債務負担行為としてお願いするものです。

次に、特別会計の補正予算について御説明いたします。

205ページをお開きください。

人件費については、冒頭で部長が説明いたしましたので、説明を省略いたします。

206ページをお開きください。

流域下水道事業特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3市で構成する浦戸湾東部流域下水道の管理及び整備に係るもので、流域下水道事業について繰り越しをお願いするものです。

下水道施設の震災対策として防水扉などの浸水対策工事とあわせて耐震対策工事も行うこととしておりましたが、下水道協会による耐震設計の計算基準書の改定時期がおくれ、耐震設計に不測の日数を要したため、年度内完成が見込めなくなったことから1億2,075万円の繰り越しをお願いするものです。

参考資料の6ページ、番号4の次が6になっておりますので、5に訂正をお願いいたします。

それと、8ページの5の(2)審査のところの表の中に「特定非営利法人」とありますが、「特定非営利活動法人」に訂正をお願いします。申し訳ありません。

以上で、公園下水道課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎三石委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部住宅課長 それでは、平成26年度の12月補正予算について御説明いたします。

資料②議案説明書(補正予算)の145ページをお願いいたします。

まず、1目住宅費の2県営住宅管理費について御説明いたします。

管理等委託料2,954万円を計上しております。これは、高知県住宅供給公社に対する県営住宅管理代行等委託料です。8月の台風第11号の暴風雨によって被害を受けた県営住宅の修繕や、入居者が退去した後、募集にかけるための空き家の修繕戸数が増加したことなど、不測の事態への対応により発生した費用を追加計上するものです。

続きまして、繰越明許費について御説明いたします。

146ページの繰越明許費明細書をごらんください。

1目住宅費の住戸改善推進事業費は、宇治団地の全面的改善事業について、入居者との計画調整に日時を要したため、工事等の経費6億554万7,000円について繰り越しをお願いするものです。

建築物耐震対策緊急促進事業費は、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、耐震診断が義務化された建築物の耐震化を支援する市町村を補助する費用です。事業実施主体である市町村が補助を予定していた建築物所有者が行う耐震対策事業について、耐震診断を行う技術者の選定に日時を要し、設計の着手がおくれることとなったため、県から

の補助金3,178万5,000円の繰り越しをお願いするものです。

以上で住宅課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 従前から入居される方も多く、倍率も非常に高いという現状は変わらないと思いますが、最近の傾向として、実際この募集状況等を踏まえて、どんな状況ですか。

◎阿部住宅課長 募集の倍率は、県内全域で見れば4倍ぐらいですが、高知市内に関しては、10倍を超える状況が続いています。そういった状況ですので、我々としては、公営住宅が住宅セーフティネットということですので、空き家が出ればなるべく早くそれを修繕し、すぐに募集にかけられるような状態に持っていくことが責務だと考えております。

◎黒岩委員 入居された方もどんどん年齢が上がって高齢化し、エレベーターがあるところはいいですが、階段のあるところ等については、下の階に移りたいという要望もあるようですが、そういう希望もなかなかすぐにはいかないと思いますが、状況はどうですか。

◎阿部住宅課長 年度ごとの詳しい数字は、今ここでは把握しておりませんが、希望があれば、例えば1階の空き状況とかも踏まえながら、可能な限り希望に応えられるように配慮しているところです。それからまた、エレベーターを設置する工事も、今、宇治団地の全面的改善事業の中でエレベーターを設置する工事も順次進めておりますし、設置していないところについても、なかなか一遍にはできないものですから、順繰りではありますが、そういった対策も取り組んでいる状況ですので、可能な限りニーズに沿えるように取り組んでまいります。

◎黒岩委員 今後、県下の県営住宅の新築計画とか、将来的な計画はどうですか。

◎阿部住宅課長 県営住宅については、今年度、鏡水団地の建てかえを行っているところですが、この建てかえが終わりましたら、当面建てかえや新築は行わないという計画になっており、全面的改善で環境を上げていくという方向で考えております。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、住宅課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎三石委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎中城港湾・海岸課長 補正予算と高知県立海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案について説明させていただきます。

資料②議案説明書（補正予算）の149ページをお願いします。

繰越明許費です。

追加の3目港湾建設費、施設改良費は、須崎港での岸壁の長寿命化工事に当たり、岸壁利用者との工程調整に日時を要したことにより、4目河川海岸保全費、侵食対策事業費は、安芸市の西浜海岸での離岸堤のブロック製作に当たり、災害復旧工事とのヤード調整

が必要になったことにより、繰り越しをお願いするものです。

変更の5目港湾・海岸保全費、高潮対策事業費は、奈半利港海岸での防潮堤の新設工事に当たり、港湾利用者との工程調整に日時を要したことにより、繰り越しをお願いするものです。

150ページをお願いします。

債務負担行為です。

甲浦港と手結港にある海岸緑地公園の指定管理に当たり、管理運営委託料として、平成27年度から3年間、それぞれ467万4,000円と229万2,000円の債務負担行為をお願いするものです。

先に関連する議案について説明し、後に参考資料で詳細な説明をさせていただきます。

資料③議案の条例その他の41ページをお願いします。

第29号議案、甲浦港海岸緑地公園の指定管理に関し、高知県立海岸緑地公園の施設の設置及び管理に関する条例に基づき、指定管理者を指定していただくものです。

次の42ページには、第30号議案として、手結港海岸緑地公園を載せております。

詳細について、参考資料で説明させていただきます。

参考資料の土木部、港湾・海岸課のインデックスのページをお願いします。

まず、甲浦港海岸緑地公園です。

当緑地公園は東洋町白浜にあり、平成15年4月に供用開始、管理面積は2万3,000平方メートルでトイレやシャワールーム、キャンプサイト、駐車場などの管理を委託するものです。

指定管理者制度を導入した目的は、民間事業者が持つ能力やノウハウを活用し、利用者サービスの向上を図ることです。

管理運営面での目的としては、利用の平等性確保と公園の効用を最大限に発揮させること、海と触れ合うことのできる憩いの場として良好に管理し、安全・快適に利用できるようにすることです。

これまでの指定管理の状況は、平成18年4月から指定管理者制度を導入し、第1期、第2期、第3期ともに東洋町1社から応募があり、東洋町を指定管理者として管理を行ってきております。

管理代行料は3年間で270万円、平成24年から3年間の管理代行料がアップした理由は、人件費の積算単価がアップしたことなどによります。

次のページに、指定管理者制度の導入の効果を載せております。

開園期間を延長したことで、海水浴シーズン以外でもキャンプサイトの利用やイベントの開催が可能となっており、樹木の剪定や清掃等の回数をふやしたことで環境が改善されてきております。

また、夏の時期には、小・中学校のPTAと夜間パトロールを実施し、利用者の安全確保に努めるとともに、ホームページでキャンプ場の予約状況を情報発信するなど、利用者の利便性向上が図られております。

今回の指定議案ですが、本年8月15日から募集を開始し、これまでと同じく、東洋町1社から応募がありました。

10月30日に、学識者、税理士などで構成する審査委員会を開催し、東洋町を指定管理者の候補者に選定していただいたことから、この12月議会に債務負担行為に係る補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出させていただいたところです。

指定管理期間としては、平成27年4月から3年間、管理代行料は467万4,000円、代行料のアップは人件費積算単価のアップなどによるものです。

次の3ページが手結港海岸緑地公園です。

当緑地公園は香美市夜須町にあり、平成13年5月に供用開始、管理面積は5万5,000平方メートルで、シャワーやロッカー、トイレ、会議室を備えたビーチハウス2棟やバーベキューサイト、456台収容の駐車場などを管理委託するものです。

指定管理者制度を導入した目的については、甲浦海岸と同様です。

これまでの指定管理の状況は、平成18年度から指定管理者制度を導入し、第1期は3社から応募が、第2期には2社から応募がありました。第3期には1社だけの応募となっております。3期とも株式会社ヤ・シィを指定管理者として議会で承認していただき、管理代行料は駐車場やシャワーの料金などをもとに運営することとし、ゼロ円となっております。

次のページの指定管理者制度の導入の効果としては、各種イベントの開催に積極的に関与し、利用者の拡大と地域の交流が図られておりますし、樹木の剪定や清掃等の回数が増加するなど、環境も改善されてきております。

また、身体が不自由な方などは水際まで車いすで行き、海と触れ合えるような取り組みができていますし、ホームページでピクニックサイトの予約状況などを情報発信するなど、利用者の利便性が向上してきております。

次に、今回の指定議案は、本年8月15日から募集を開始しましたが、応募者がいなかったことから、管理運営全般を担うものの業務内容を精査し、人件費単価を見直し、10月21日から再公募を行った結果、株式会社ヤ・シィから応募がありました。11月7日に審査委員会を開催し、株式会社ヤ・シィを指定管理者の候補者に選定していただいたことから、この12月議会に補正予算と指定管理者の指定に関する議案を提出させていただきました。

指定管理期間としては、平成27年4月から3年間、管理代行料は229万2,000円となっております。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎三石委員長 質疑を行います。

(なし)

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、港湾・海岸課を終わります。

以上で、土木部の議案を終わります。

《土木部》

〈道路課〉

◎三石委員長 続いて、土木部から1件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

高知県道路公社の清算終了について、道路課の説明を求めます。

◎堀田道路課長 それでは、高知県道路公社の清算終了について御報告させていただきます。

土木部報告事項の道路課のインデックスの1ページをごらんください。

高知県道路公社については、平成25年12月議会において、解散に係る同意に関する議案などの議決をいただき、その後、解散・清算の手続を進めてまいりました。このたび、清算が終了いたしましたので御報告させていただきます。

まず、高知県道路公社は、高知桂浜道路の料金徴収と維持管理業務を行ってまいりました。

沿革については、平成2年5月に公社が設立され、平成7年4月に高知桂浜道路の供用を開始しています。平成26年3月30日に料金徴収期間の満了を迎え、翌3月31日に道路公社を解散し、高知桂浜道路を無料開放しました。その後、清算事務を行い、平成26年10月28日に清算委員会を行い、10月31日に清算終了の登記が完了しています。

次に、高知桂浜道路の建設について、建設費は中段の表の右端の合計欄に記載しているとおり73億円です。その調達の内訳については、国の無利子貸付から36億5,000万円、地方公共団体金融機構から10億9,500万円、県の出資金25億5,500万円となっていました。

借入金の返済については、料金収入のみでは建設費の償還が賸えませんでしたので、市中銀行から短期借入れを行い充当しておりました。平成25年度末には、道路公社を解散するため、県と道路公社で未償還金と市中銀行からの借入金を全額返済しています。

その内訳については、県の返済は国への未償還金9,000万円と市中銀行からの借入金33億5,000万円の計34億4,000万円、道路公社の返済は地方公共団体金融機構未償還金4,000万円と市中銀行からの借入金2,000万円の計6,000万円です。

また、清算終了に伴う残余財産について、清算事務に要した管理費等を差し引いた残余財産は現金4,200万円余りでしたので、地方道路公社法第36条に基づき、出資者である県へ納付をしています。土地についても、道路敷地の所有権を道路公社から県へ移転登記を

行っています。

次のページをお願いいたします。

高知桂浜道路と並行する県道高知桂浜はりまや線の交通量の推移です。上段の表をごらんください。

高知桂浜道路の無料開放前の交通量は、料金所前で1日当たり4,261台でした。一方、並行する県道桂浜はりまや線は、とさでん交通横浜停留所付近で1日当たり3万1,789台でした。

無料開放後、約半年が経過し、交通の流れが落ちついたと考えられる9月の交通量は、高知桂浜道路で1日当たり1万2,996台となり、8,735台の増加となりました。一方、桂浜はりまや線の交通量は2万3,750台となり、8,039台の減少となっています。

このように高知桂浜道路の無料開放により、県道桂浜はりまや線からの交通の転換が図られているものと思っています。

以上で、道路課からの報告を終わらせていただきます。

◎三石委員長 質疑を行います。

◎森田委員 これから見たら、この間、例えば1年間でどれだけ返還金に貢献してきたかよくわかりませんが、仁淀川の河口大橋の料金徴収時代も今のように橋がないときに、ほんとに上流の橋へ渋滞あるいは環境負荷など、いろんなことで随分と政策効果が逆で、料金徴収がほとんどできずに、目の前に橋があるのに不便をかけてきたわけです。

交通量を見てわかるように、ほんとに皆が待望していた。これが本来の政策効果で、これからどういう事業があるかよくわかりませんが、やはりもうちょっと見定めを手前へとって、当初の政策はそうであっても、仁淀川河口大橋の例や今回を見ても、もっと機敏に便益を県民に返すと。その償還金にどんどん貢献できる事業が継続されていたらいいですけど、県の事業でこんなのをよく見かけますので、ぜひとも政策効果を機敏に判断して、県民に利便を返していくことを今後はスピーディーにやっていただきたいと思えます。

◎堀田道路課長 資料の1ページをごらんください。今回の桂浜道路は、建設に要した費用は合計73億円でした。その内訳で最終的には、県の出資金として25.5億円と最終の返済のために34.4億円の合計60億円を入れており、料金によって約13億円を返済したということになっています。

運営途中で、単年度収支は黒字でした。6,000万円～7,000万円ぐらいは確実に当初の借金を返済できるという運営ができていました。ただ、当時お話ししたと思えますけども、34億円という大きなお金を市中から借りるということで、もし金利が少し上がるとすぐに赤字になってしまうという非常に苦しい状況であったことも確かです。もう一つは、第三セクター等改革推進債という有利な起債が平成25年度で終わるということもあって、大き

な決断ができたのかなと思っています。

今後、道路の事業でなかなかこういうものに踏み出すかは難しいですけども、今言われました趣旨は十分わかりましたので、再度の見きわめの部分は十分考えてやっていきたいと思っています。

◎三石委員長 質疑を終わります。

以上で、土木部を終わります。

これより採決を行います。今回は議案数9件で、予算議案2件、その他条例議案7件であります。

それでは採決を行います。

第1号「平成26年度高知県一般会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第3号「平成26年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第3号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第24号「高知県立室戸体育館の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第24号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第25号「高知県立池公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第25号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第26号「高知県立室戸広域公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第26号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第27号「高知県立土佐西南大規模公園（大方地区・佐賀地区）の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第27号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第28号「高知県立土佐西南大規模公園（中村地区）の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第28号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第29号「高知県立甲浦港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第29号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第30号「高知県立手結港海岸緑地公園の指定管理者の指定に関する議案」を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎三石委員長 全員挙手であります。

よって、第30号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席を願います。

（執行部退席）

◎三石委員長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、あすの委員会は休会とし、22日の月曜日の10時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしく願いいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

（14時14分閉会）